平成２７年（フ）第３号
堺市西区浜寺石津町東３丁１番15号
破産者　株式会社シンワ印刷
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１４号
大阪府南河内郡千早赤阪村小吹68番地の554
破産者　株式会社グランドクルーズ絆
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１００号
兵庫県姫路市大塩町782番地16
破産者　株式会社ファミリア美容
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第８号
鳥取県米子市西福原１丁目３番29号
破産者　有限会社フィッシング釣若
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第２６号
鳥取県米子市皆生温泉４丁目15番３―101号
破産者　株式会社ベトナムジャパン
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第６４号
茨城県水戸市千波町1799番地
破産者　有限会社祐伸
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第９号
三重県多気郡明和町大字上野６番地
破産者　株式会社籔谷工務店
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６号
三重県四日市市小林町3018―11、住民票上の住所三重県松阪市駅部田町1359番地１　エステート15―３Ｂ
破産者　岡田　三誠
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
三重県四日市市日永西３丁目11番20号　コスモヒルズ103
破産者　石井　加奈
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第８８０号
広島市安佐南区緑井４丁目９番５号
破産者　株式会社リアクト
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８６号
香川県善通寺市文京町４丁目８―25
破産者　株式会社ＡＢＥ
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第７号
熊本県玉名市横島町横島8844番地３
破産者　株式会社大剛土木
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第５号
大分県玖珠郡玖珠町大字帆足457の１番地
破産者　二田水洋行
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２６年（フ）第１５８号
埼玉県久喜市久喜北１丁目11番49号　コーポ・エンゼル101、開始決定時の住所群馬県太田市大原町458番地４　アフロディーテＣ―204号
破産者　中田　　良
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第３６９号
北九州市若松区大字払川115―３、住民票上の住所北九州市八幡西区本城３丁目５番７―601号
破産者　高崎　広幸
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５６４号
北九州市小倉南区朽網西１丁目17番32号
破産者　亀田佐和子
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第９４号
北九州市八幡西区萩原２丁目13番23号　207号
破産者　内徳　一哉
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６０１号
熊本市北区清水新地４丁目３番39号
破産者　工藤　孝志
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２３８号
札幌市手稲区手稲本町１条１丁目３番30号　メゾン山田205号
破産者　高山　龍実
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１１号
東京都板橋区加賀２丁目18番13号　日興自動車交通株式会社
破産者　菅原　道行
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部